

輸管塾

該非判定の基礎

2021年5月15日
山根技術士事務所

I. はじめに

II. 該非判定の基礎

III. 該非判定の実施

該非判定の対象

該非判定のステップ

技術の該非判定

IV. 米国法

V. 具体的実施例

I. はじめに

- ・国際社会は一体となって安全保障貿易管理に取り組んでおり、国際条約・レジーム・各国の輸出管理法(日本は外為法)に基く管理を実施。
- ・外為法では**リスト規制・キャッチオール(CA)規制に該当する輸出/技術提供には事前の許可が必要**
 - ①リスト規制:兵器そのものや兵器の開発に利用できる高い性能を持つ汎用品等および関連する技術を15項目にリストアップ。
これについては全地域向け 輸出前に経産大臣の許可が必要
 - ②CA規制 :リスト規制貨物・技術に該当しないものについても、その**用途や需要者**に応じて規制が行われる。対象地域は非ホワイト国



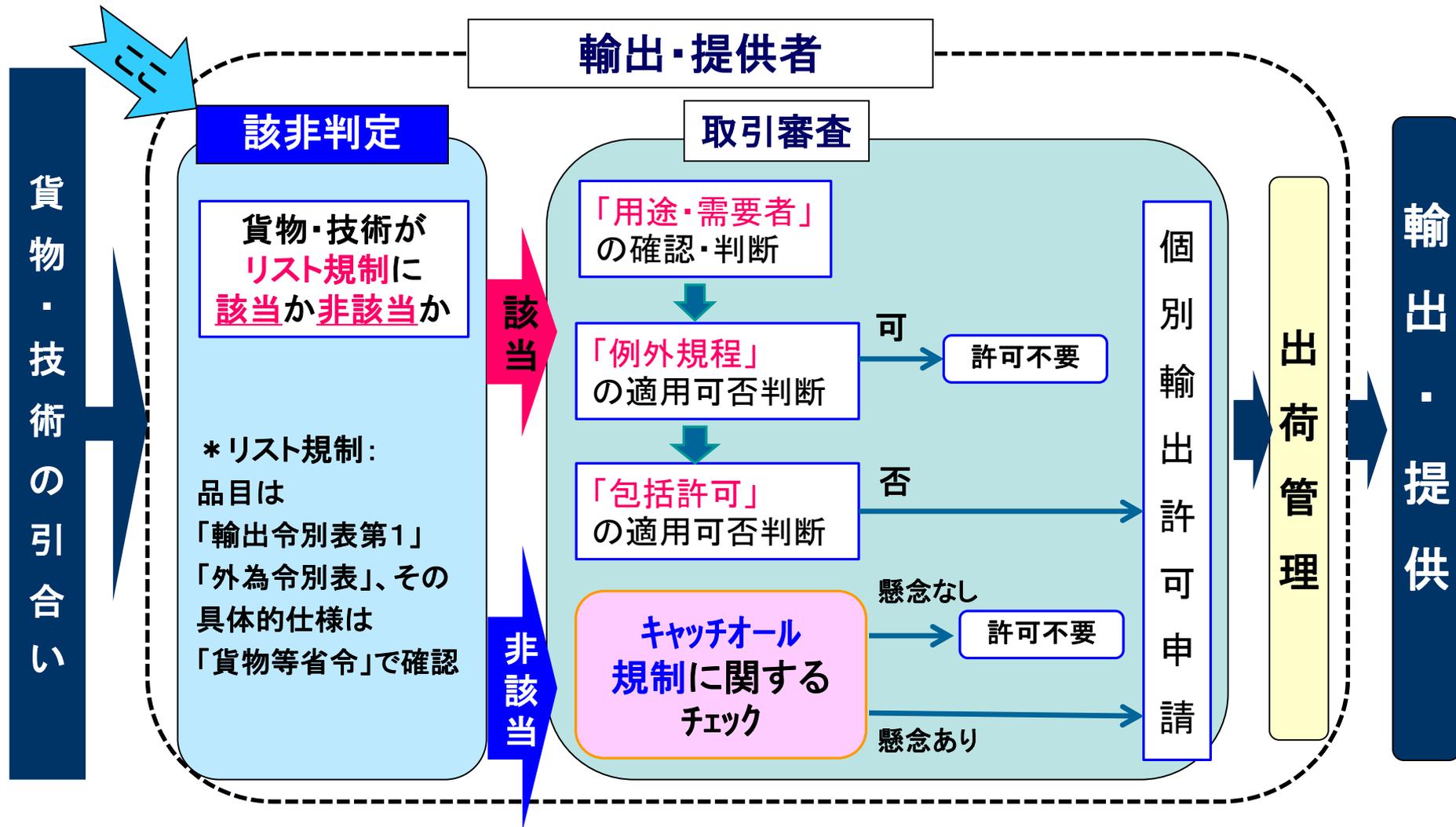
それでは、実際に輸出する貨物・技術が、

- ①リスト規制対象か？
- ②キャッチオール(CA)規制対象か？

は、どのように判断するのでしょうか？

II-1. 輸出までの流れと該非判定

該非判定: 輸出/提供しようとする貨物/技術がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。



Ⅱ-2. リスト規制該当とは？

出典・参考：経済産業省 平成28年度安全保障貿易管理説明会資料

	リスト規制 (貨物等に着目)	キャッチオール(CA)規制(用途・需要者に着目)		
		大量破壊兵器CA	通常兵器CA	
規制対象	輸出令別表第1/外為令別表1～15項の貨物・技術 (詳細仕様は貨物等省令で規定)	リスト規制貨物・技術以外の全品目(16項) (食品・木材等を除く)		
規制対象地域	全地域	非ホワイト国	国連武器禁輸国	非ホワイト国 (除 国連武器禁輸国)
規制の発動要件	—	大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 ①経産大臣からの通知 ②輸出者の判断 A)需要者 B)用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 ①経産大臣からの通知 ②輸出者の判断 A)用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 ①経産大臣からの通知

リスト規制該当

リスト規制非該当

<リスト規制該当> 輸出する貨物・技術が、リスト規制対象貨物・技術に該当するということ。
経済産業大臣の許可必要

<リスト規制非該当> 輸出する貨物・技術が、リスト規制非該当であっても、CA規制の規制対象の場合、経済産業大臣の許可が必要 (ホワイト国はCA規制の対象外)

II-3. リスト規制該当かどうかは、何を見れば分かるの？

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目	
1 武器 (1) 銃砲・銃砲弾等 (2) 爆発物・発射装置等 (3) 火薬類・軍用燃料 (4) 火薬又は爆薬の安定剤 (5) 指向性エネルギー兵器等 (6) 運動エネルギー兵器等 (7) 軍用車両・軍用仮設橋等 (8) 軍用船舶等 (9) 軍用航空機等 (10) 防潜網・魚雷防御網他 (11) 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等 (12) 軍用探照灯・制御装置 (13) 軍用細菌製剤・化学製剤等 (13の2) 軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物 (14) 軍用化学製剤用細胞株他 (15) 軍用火薬類の製造・試験装置等 (16) 兵器製造用機械装置等 (17) 軍用人工衛星又はその部分品		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料	
		(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等	
		(14)	誘導路・アーク炉・溶解炉等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	
		(15)	アイソスタチックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18)	アビオニクス装置等	
		(16)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池	
		(17)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	
		(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	
		(19)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	
		(20)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機	
		(21)	ほう素10			(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	
		(22)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料・軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	
		(23)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機	
		(24)	ハフニウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	
		(25)	リチウム			(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)
		(26)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料		
		(27)	ジルコニウム	4 ミサイル				(1)
		(28)	ふっ素製造用電解槽			(1)	ロケット・製造装置等	(2)
(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品			
(30)	遠心力式鈞合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具			
(31)	フィラメントワインディング装置等	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置			
(32)	レーザー発振器	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	等金属磁性材料			
(33)	質量分析計・イオン源	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金			
(34)	圧力計・ベローズ弁	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超導材料			
(35)	ソレイノイドコイル形超導電磁石	(6)	推進薬・原料	(9)	<削除>			
(35の2)	真空ポンプ	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤			
(36)	スクロール型圧縮機等	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体			
(37)	直流電源装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体			
(38)	電子加速器・エックス線装置	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末			
(39)	衝撃試験機	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料			
(40)	高速度撮影が可能なカメラ等	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ホリゾルガノシラン・ホリシラザン他			
(41)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイミド・芳香族ホリアミド他			
(42)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等			
(43)	光電子増倍管			(18)	ブリブリグ・ブリフォーム・成型品等			
(44)	中性子発生装置			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲンジン他			
(44の2)	遠隔操作のマニピュレーター							
2 原子力 (1) 核燃料物質・核原料物質 (2) 原子炉・原子炉用発電装置等 (3) 重水素・重水素化合物 (4) 人造黒鉛 (5) 核燃料物質分離再生装置等 (6) リチウム同位元素分離用装置等 (7) ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等 (8) 周波数変換器等 (9) ニッケル粉・ニッケル多孔質金属 (10) 重水素・重水素化合物の製造装置等 (10の2) ウラン・プルトニウム製造用装置等 (11) しごきスピニング加工機等		(32)	圧力計・ベローズ弁					
		(33)	ソレイノイドコイル形超導電磁石					
		(34)	真空ポンプ					
		(35)	スクロール型圧縮機等					
		(36)	直流電源装置					
		(37)	電子加速器・エックス線装置					
		(38)	衝撃試験機					
		(39)	高速度撮影が可能なカメラ等					
		(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器					
		(41)	核兵器起爆(試験)用貨物					
		(42)	光電子増倍管					

安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト
及び
関係法令集
(改訂第22版)



平成29年1月

日本機械輸出組合

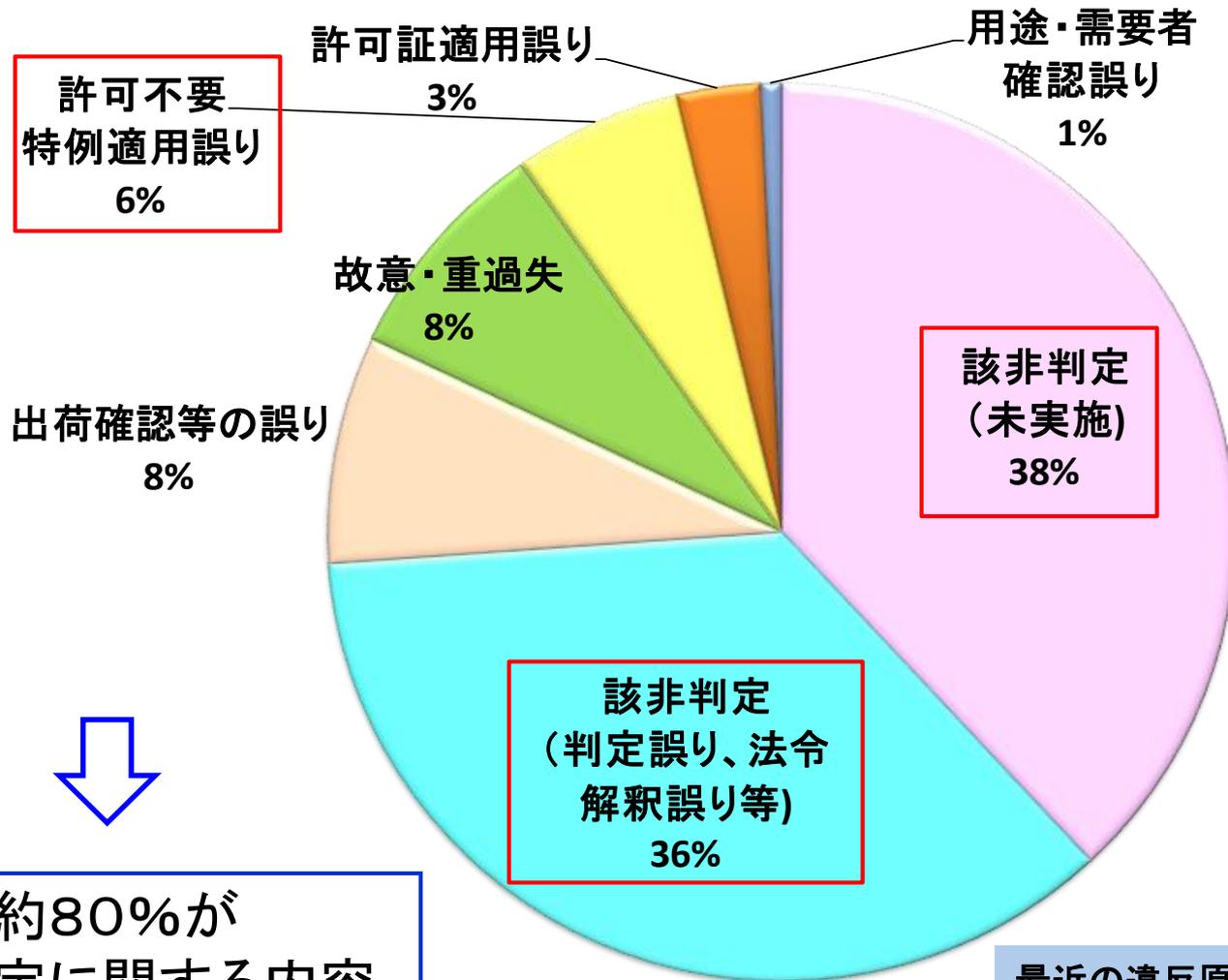
II-3. リスト規制該当かどうかは、何を見れば分かるの？

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・カリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	8 電子計算機		(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(1)	電子計算機等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配 計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	9 通信		(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定 装置・検査装置等
(6)	測定装置等	(1)	伝送通信装置等	(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(2)	電子交換装置	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(4)	<削除>	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	<削除>
(1)	集積回路	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測 する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(6)	設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ	(9)	<削除>	12 海洋関連		15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム 等	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測 定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(7)	回流水槽	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下の レーダー
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等					(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、 複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【変更】は2017年1月7日施行。

Ⅱ-4. 該非判定は何故重要？

規制対象となる貨物・技術を許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき罰せられる場合があります。(刑事罰、行政制裁 + 法律以外の影響(企業イメージ悪化、株主代表訴訟等))



最近の違反原因分析(2012~13年)

経済産業省安全保障貿易管理HPより

Ⅱ-5. どんな場合に該非判定は必要？

■ 輸出する貨物及び提供する技術の全てについて該非判定は必要です

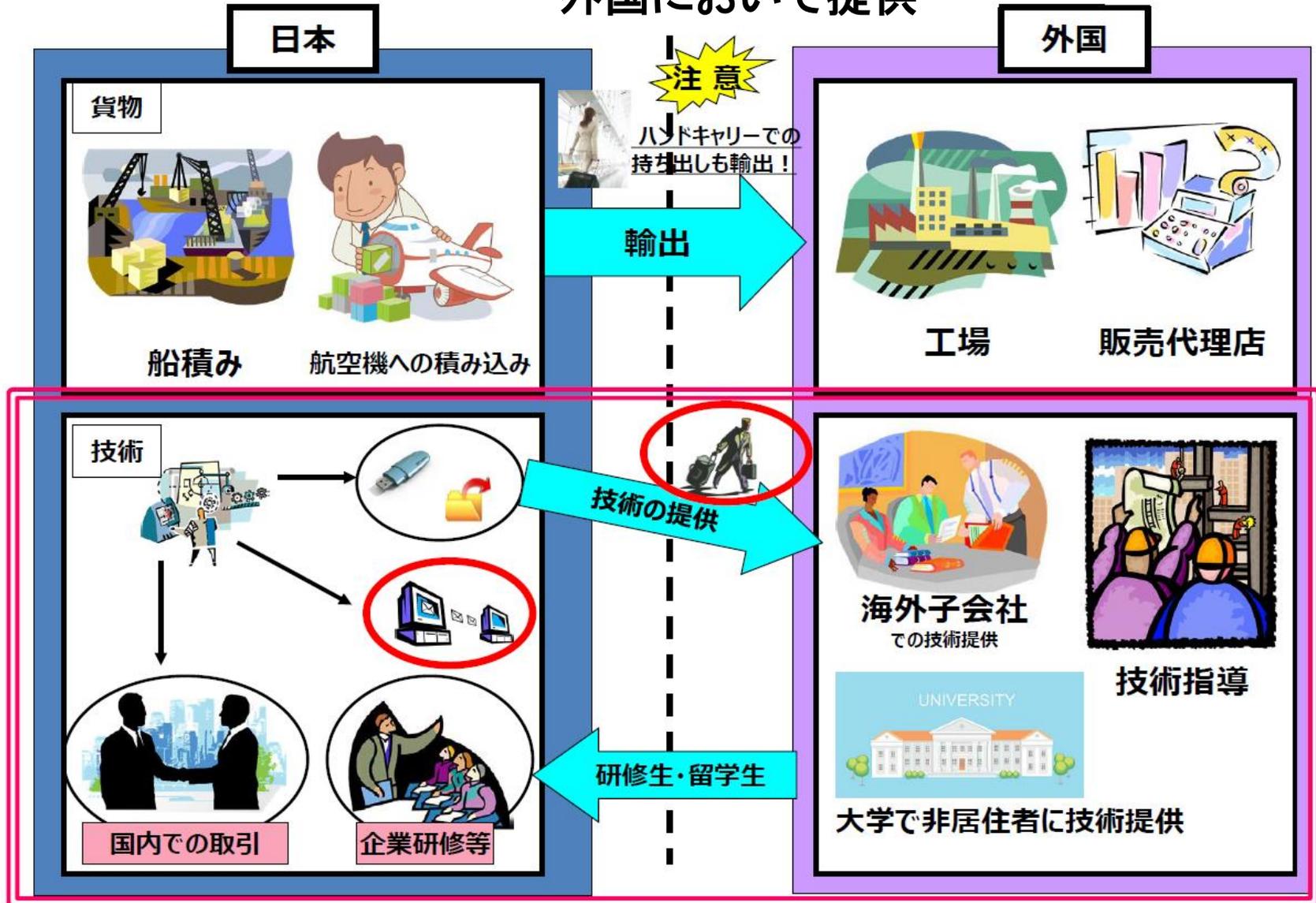
事例	ポイント
製品・部品の輸出(一般的輸出)	リスト規制該当なら許可必要
民生品の輸出	民生品か否かは判断基準にならない
無償サンプルの提供	有償か無償かは判断基準にならない
自社の海外子会社との取引	自社関連企業か否かは判断基準にならない
中古設備	中古品でもリスト規制品なら許可対象
不良品の返品、修理のための返送	返品でもリスト規制品なら許可対象
技術情報を 非居住者 宛にメール送信	リスト規制該当技術の 非居住者 向け提供は許可必要
自社の海外グループ会社勤務者の一時帰国時の技術情報提供	
国際会議での発表、海外展示会への出展	発表・出展内容がリスト規制該当なら許可必要
国内での研修生等受入れ	国内での技術指導も、リスト規制技術の 非居住者 向け提供は許可必要
過去に該非判定を実施済の貨物・技術	最新の規制内容に基づく該非判定が必要
他社が該非判定済の他社製品	自社製品・他社製品に関わらず自身で確認必要

<参考> 非居住者：在留期間、雇用の面から判断

	個人		法人等
	日本人	外国人	
居住者	(A)日本に居住 (B)日本の在外公館に勤務	(A) <u>日本にある事務所に勤務(外国人の採用)</u> (B)日本に入国後6か月以上経過	(A)日本にある日本法人等 (B) <u>日本にある外国法人の支店・事務所等</u> (C)日本の在外公館
非居住者	① <u>外国にある日本法人に勤務</u> ②2年以上外国に滞在する目的で出国 ③2年以上外国に滞在 ④上記①～③で <u>一時帰国し、日本での滞在期間が6か月未満</u>	①外国に居住 ②外国政府/国際機関の公務を帯びる者 ③外国で任命/雇用された外交官/領事官/随員/使用人	①外国にある外国法人等 ② <u>外国にある日本法人の支店/事務所等</u> ③ <u>日本にある外国政府の公館/国際機関</u> ④米軍隊/国際連合軍隊等及びその構成員/家族/販売機関等

II-6. 「貨物の輸出」と「技術の提供」の違い

貨物: 国境を越える時 **技術:** 非居住者への提供 (国内でも発生する)
外国において提供



Ⅱ-6. 「貨物の輸出」と「技術の提供」の違い

- 取引とは、**有償無償にかかわらず**、取引当事者**双方の合意**に基づくものを云う
(取引の相手方に対して技術を対外的に提供すること)
- 取引に該当しない行為
 - ・**不特定多数の者が制限なく無償**で入手可能とする行為
 - ・**盗難・事故等**で提供者の**合意がない**ままに技術の流出が起こる場合
 - ・**自己使用目的**で技術を海外に持ち出す場合
 - ・海外勤務のために、同一人物が**居住者から非居住者**になる場合

	貨物の輸出	技術の提供
①管理対象	目にみえるもの (存在の認識が容易)	目に見えない情報 (存在の認識が容易ではない 。貨物の中にも存在する)
②輸出者／提供者	ある程度 限定 される	誰でも 提供者になれる
③輸出・提供手段	船便／航空便／ハンドキャリー (物を 移動 させる手段)	口頭／メール／サーバー での 共有 ／ 技術指導等の 多様 な手段
④場所の特定	国境 を越える(外国)	国内 でも発生する
⑤出口管理	可能 (出荷場がある／税関 手続がある)	困難 (どこからでも提供可／税関 手続なし)
⑥不具合発生	発見が可能	発見が 困難

Ⅲ-1. 該非判定の対象

■受注案件

- ・項番に記載された内容の全て(代表品名ではない)
(製品、装置、附属品、保守・サービス品)

■その他

- ・海外出張、展示会等で持ち出すもの
(測定器、サンプル、技術資料、プログラム等々)
- ・教育や研修等で提供するもの

◆技術(役務)とは・・・人の頭の中にあるノウハウ

他の人に伝える	技術データ、図面、仕様書、設計書等
ものをつくる	製造用図面、試験仕様書等
装置を動かす	プログラム等
装置を使う	マニュアル等

Ⅲ-2. 該非判定のステップ

貨物・技術

1 貨物について該非判定の対象を洗い出し、整理確認する。

- ① 貨物本体(親貨物)
- ② 親貨物の部分をなしている貨物(部分品、附属品、外付けユニット)
 - ・部分品は、「主要な要素でない(価格が10%以下)」、「分離しがたい」場合は、判定不要。外付けユニットは、個別の判定が必要。
- ③ 技術(内蔵のプログラム、添付のソフトウェア)

2 洗い出した貨物・技術について、判定する項番を特定する。

- ・機能、性能、仕様を元に輸出令別表第1、法令集等を探す。
(経産省HPの「貨物・技術マトリックス表」等も活用)
- ・疑問が生じた場合は、輸出管理担当に相談する。

3 項番毎に貨物等の仕様を確認し、判定を行う。

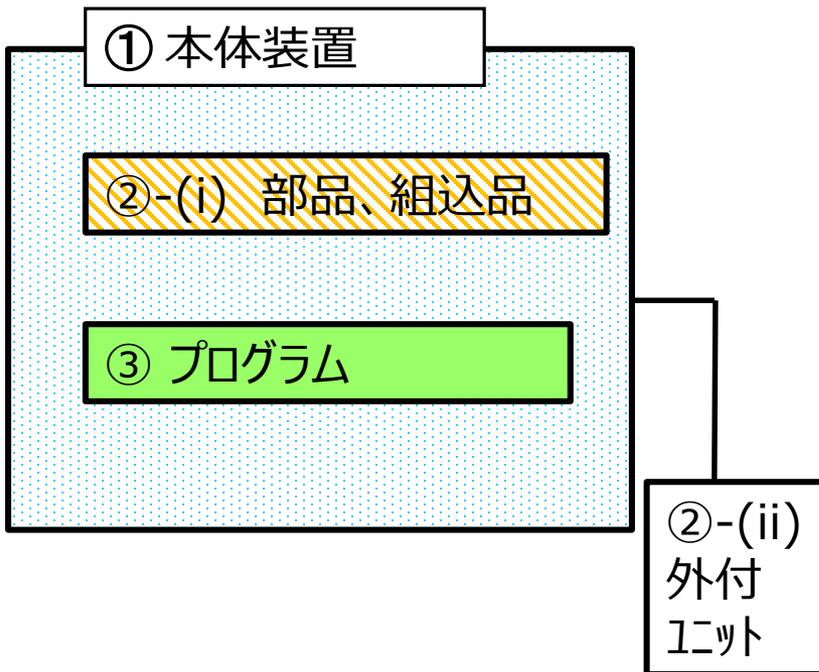
- 貨物等省令を確認し、該非の判定を行う。
- ・複数の項番で規制されている時は、判定する項番に順位がある場合がある。

4 該非判定の帳票を起票し、承認を得る。

該非判定のステップ(対象の洗い出し)

◆ 該非判定の対象の洗い出し、整理確認

- ①貨物本体（親貨物）
- ②親貨物の部分をなしている貨物（部分品、附属品、外付けユニット）
- ③技術（内蔵プログラム、添付のソフトウェア、ドキュメント・マニュアル等）



- ①貨物本体（装置）：主要な機能で判定
- ②-(i) 装置に組み込まれている部品：
但し、下記の場合は、判定不要
 - ・装置の主要な要素となっていない
装置価格の10%を超えない（市場価格ベース）
 - ・装置と分離しがたい（例：電子部品の半田付等）
- ②-(ii) 外付けユニット（組み込まれていないが、装置と一体構成をなすもの）
 - ・取外し可→親貨物と同等扱いで判定対象
- ③プログラムも判定対象
- ④修理・保守部品として単体での輸出の場合は判定対象

該非判定のステップ(判定する項番の特定)

◆項番を探すための基本的な考え方

- ①製品カタログではどんな名称？
- ②業界では一般的にどのように呼ばれているか？
- ③どんな機能・性能を持っているか？
- ④どんな用途が考えられるか？

◆カタログや業界の用語でヒットしない場合は、 「〇〇を測定／分析／試験する装置」のように機能あるいは何を実現するためのものか？を考える。

◆日常/実務で使う用語と、法令用語は一致するとは限らない * ベアリング⇒軸受、バルブ⇒弁、コンピュータ⇒電子計算機、等々

◆ツールを活用する

- * 貨物・技術のマトリクス表 「[読替が必要な用語\(例\)](#)」(経産省HP)
- * 輸出令別表第1・外為令別表用語索引集 (日機輸発行)

◆複数の項番で規制されている場合がある

該非判定のステップ(判定する項番の特定)

◆制御装置、計装システム、試験装置、検査装置・・・

抽象的な名称では項番の特定ができない。

対象は何か。何を実現するためのものかを追記する。

・電池を検査する装置・・・バッテリテスタ

充放電装置 ⇒2(36)直流の電源装置

・インバータ・・・直流電力から交流電力を電氣的に生成する電源回路、またはその回路を持つ電力変換装置。

(逆の機能を持つ回路(装置)はコンバータ、または整流器)

⇒ 周波数変換器 ⇒2(8) ... 解釈に以下の内容あり
電源装置 ⇒2(36)

インバータ、コンバータ又は発電機能を有する周波数変換器を含む。

・非破壊検査装置・・・複合材料の検査装置

⇒5(18)三次元欠陥検査用のX線断層撮影装置

判定する項番の特定（ツールの活用）

① 経産省HPの貨物・技術のマトリクス表を利用

① 「検索と選択」をクリック

② 検索するキーワードを入力

③ 検索場所 | 「ブック」を選択

④ 検索方向 | 「列」を選択

⑤ 「すべて検索」をクリック



ブック	シート	名前	セル	値
kamotsu_matrix_...2021 01 27.xlsx	2項	原子力	\$E\$391	核兵器の開発又は製造に用
kamotsu_matrix_...2021 01 27.xlsx	2項	原子力	\$E\$395	1 数値制御を行うことができ
kamotsu_matrix_...2021 01 27.xlsx	2項	原子力	\$E\$397	2 測定装置(工作機械であ
kamotsu_matrix_...2021 01 27.xlsx	2項	原子力	\$D\$391	工作機械(金属、セラミック又
kamotsu_matrix_...2021 01 27.xlsx	2項	原子力	\$D\$397	イ 旋削をすることができるコ
kamotsu_matrix_...2021 01 27.xlsx	2項	原子力	\$D\$414	ロ フライス削りをすることが
kamotsu_matrix_...2021 01 27.xlsx	2項	原子力	\$D\$427	1 国際規格ISO841(

② 輸出令別表第1・外為令別表用語索引集（発行：日本機械輸出組合）を利用



用語	項番
工作機械	2-1 2、6-2、6-3、6-6、 2-1 2省1 4、2-1 2省1 7、 4-1 6省1 7の3、6-2 省2、 6-2 省3、6-3 省5、6-6 省8 6-8 省1 0、解2、解6

③ 関係法令集を利用

項番	項目
2	次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの
「輸出令」	(12) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの ～～略～～
「省令」 第1条	輸出令別表1の2の項の経済産業省令で定める仕様のもの、次のいずれかに該当するもの、 十七 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。） であって、次のいずれかに該当するもの ～～略～～

複数の項番で規制される事例

機能例	一般的な名称例	判定項番候補	
重力を測定する装置	重力計、重力勾配計	重力計、重力勾配計 * 航空機搭載用又は船舶搭載用は 4 (19)	10 (9)
電気を蓄える / 放出する部品	コンデンサ	高電圧用コンデンサ	7 (7)
		パルス用コンデンサ	2 (41)
荷重を受け軸等を支える	ベアリング	軸受	4 (5) / 6 (1)
多数の素子を1つに まとめた電子部品	IC、マイコン、DRAM	集積回路 * ロケット、無人航空機用集積回路は、4 (26)	7 (1)
流体の流量を 調整する装置	バルブ、弁、 調節弁、遮断弁等	圧力計又はベローズ弁	2 (33)
		弁	3 (2) 7
		サーボ弁	4 (5)
多目的数値制御 工作機械	CNC/マシニングセンタ	工作機械	2 (12) / 6 (2)
ストリークカメラ/フレーミングカメラ 放射線の影響を防止するカメラ	カメラ	カメラ/テレビカメラ	2 (39)/46)
高速度の撮影が可能なカメラ		電子式のカメラ	10 (4)

該非判定のステップ(主要な要素等の扱い)

■他の貨物をなしているもの。(運用通達1.(7)の解釈から)

- ・ある特定の他の貨物の機能の一部担っており、その貨物に正当に(内蔵)組込まれた状態を云う。
(出荷に際し、輸送上の理由等で随時分離するもの含む)

* **主要な要素になっていない**(組込先の貨物の価格の**10%**を越えない)

* **分離しがたい**

ただし、8項:電子計算機は35%

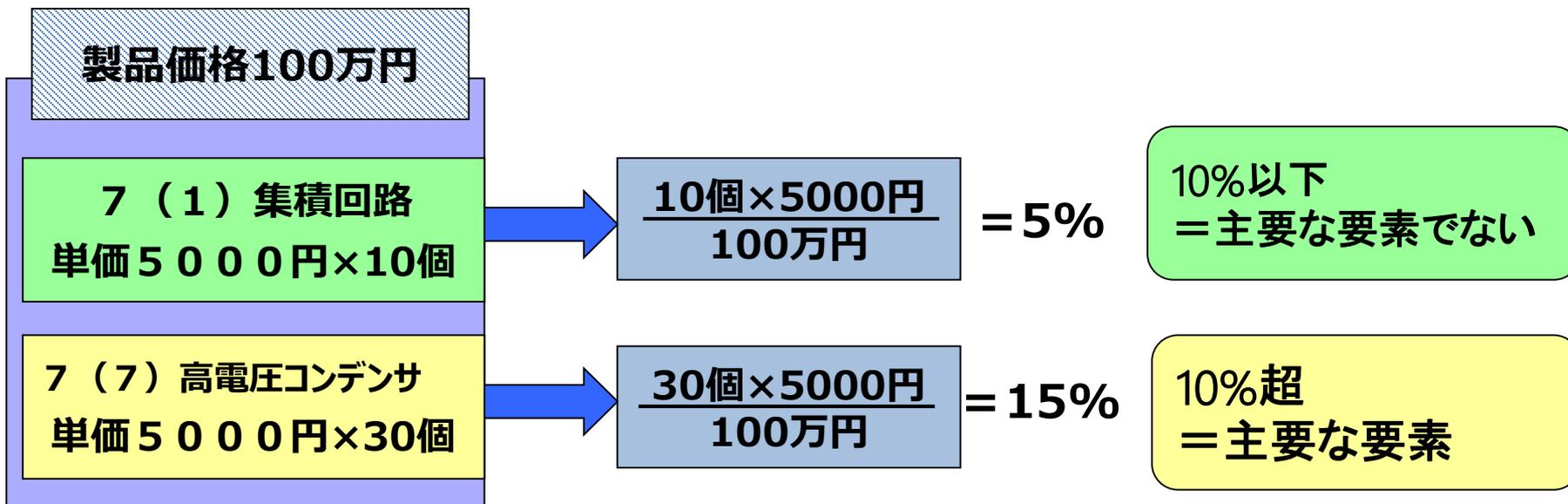
⇒16項に該当

<注意> 保守・予備品対応として単品で輸出する場合は使えない

■「分離しがたい」「主要な要素」等の事例

- ・装置にボルト・ナット等で取り付けられた部品
→「分離しがたい」とは云えない。・・・しかし、部品が装置の価格の10%以下なら、「主要な要素になっていない」ので、装置のみの判定で良い。
- ・ノートPCの外付け電源(ACアダプタ)
→PCとは別に、電源としての該非判定が必要

<参考>例外が使える条件：「主要な要素」とは？



(注意)

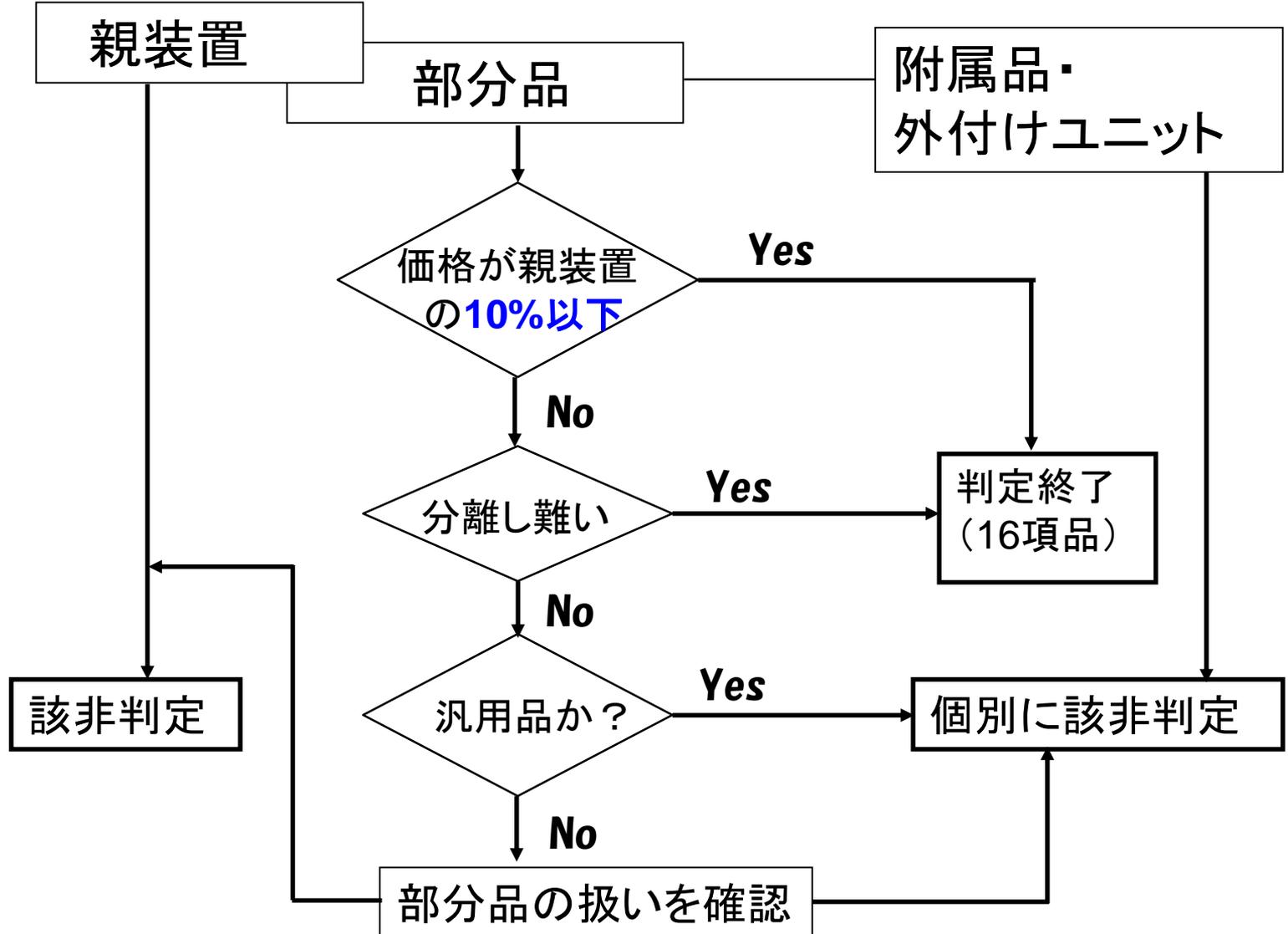
装置として輸出する際は、この規定を使用して許可不要と判断したものであっても、修理・保守等の際に単品で[輸出]する場合は、許可が必要となる場合があります。上記例の集積回路やコンデンサを単品で輸出する場合には、この規定は使えません。

該非判定のステップ(部分品等の扱い)

◆**専用に設計していない部分品は、他の当該項番で判定する。**
 ……「**他の用途に用いることができる**」

		解 釈	
		用語	用語の意味
第2項 第5項 第7項 第9項	原子力 先端材料 エレクトロニクス 通信	部分品 附属品	他の用途に用いることができるものを除く。
第6項	材料加工	部分品	他の用途に用いることができるものを除く。 ただし、貨物等省令第5条第一号を除く。 →軸受(ベアリング)またはその部分品
		附属品 附属装置 制御装置	他の用途に用いることができるものを除く。
第8項 第11項 第13項	電子計算機 航法装置 推進装置	部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
第9項	通信	部分品 附属品	他の用途に用いることができるものを除く。 ただし、電子組立品・モジュールは第8条 第9項 に基づいて判定する→暗号装置
第10項	センサー・ レーザー	部分品 附属品	他の用途に用いることができるものを除く。 ただし、レーザー発振器の部分品については、 他の用途に用いることができるものを含む。

該非判定のステップ(外為法)

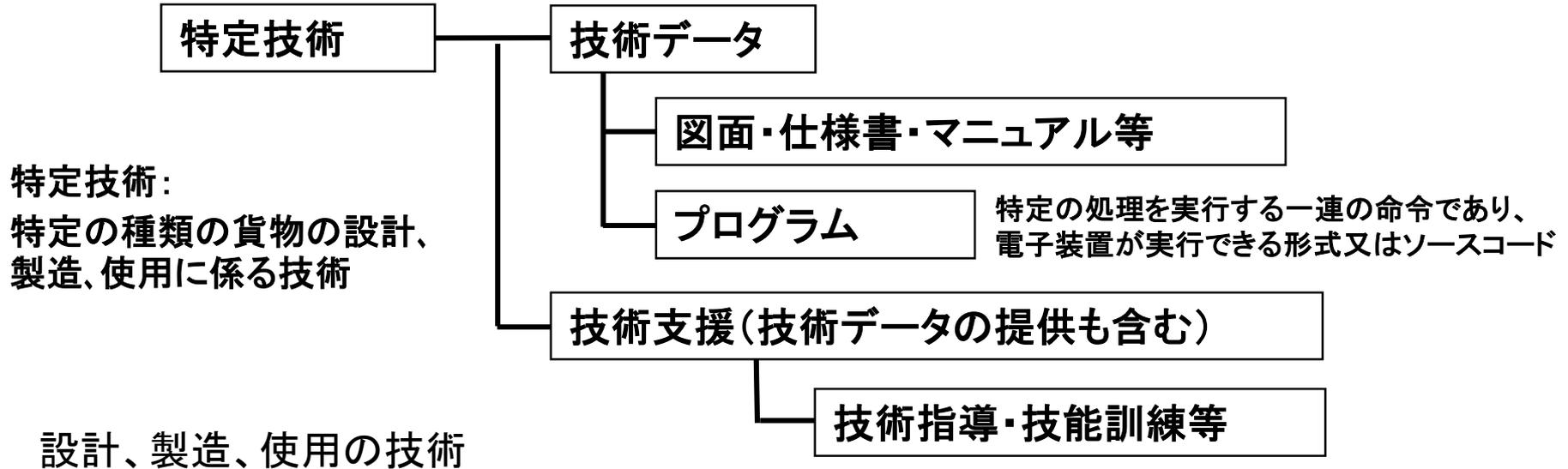


※保守部品等、単体で輸出が考えられるものは判定対象とする。

Ⅲ-3. 技術の該非判定

技術：貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報

提供形態：技術データ又は技術支援の形態による



設計	一連の製造過程の前段階のすべての段階	設計研究、設計解析、設計データ、外観設計、レイアウト、プロトタイプ製作・試験等
製造	すべての製造工程	組立、建設、製品化、検査、試験、生産エンジニアリング、品質保証等
使用	設計、製造以外の段階	操作、据付(現地据付を含む)、保守(点検)、修理、オーバーホール等

技術の該非判定(提供形態と規制対象)

▶ 技術の提供形態、提供手段と規制対象

項番	規制対象
1項～15項の技術	提供形態、提供手段に係らず規制の対象
16項の技術	情報を記録したもの、電気通信(電子メール、電話、ファクシミリ)による提供を規制 (口頭、パネル展示、 <u>プレゼンでの画面表示等の無形の技術取引は規制対象外</u>)

■ 許可を必要とする時点

貨物の形で提供する場合: 貨物の引き渡しより前の時点

貨物の形によらない提供の場合: 提供より前の時点

技術の該非判定（貨物との違い）

◆何によって該非が決まるのか？

基本は、貨物の該非に左右される。
貨物が非該当なら技術も非該当であることが多い。
ただし、貨物によらないで該非が決まる技術がある。
→はみ出し技術（②、⑤）

技術（プログラムを除く） ＝テクノロジーの規制		プログラム ＝ソフトウェアの規制	
①	リスト該当貨物の設計・製造・使用のテクノロジー	④	リスト該当貨物の設計・製造・使用のテクノロジー
②	貨物の該非に関係なく規制されるテクノロジー（→はみ出し技術）	⑤	貨物の該非に関係なく規制されるテクノロジー（プログラムのみが規制されるもの（→はみ出し技術））
③	該当プログラムの設計・製造・使用のテクノロジー	⑥	「該当テクノロジー」を支援するためのプログラム

技術の該非判定（貨物との違い）

- ポイント： 貨物がリスト規制「非該当」の場合でも、必ずしも関連技術の全てが非該当とは限らない

どんな貨物に関連する技術か？

その貨物はリスト規制
対象貨物か？

Yes

外為令別表で、
この貨物の「設計・製造・使用の
技術」が規制対象かどうか調べる
貨物等省令で該非判定を実施

No

貨物の該非に関わらず規制される
技術（はみだし技術）かどうかの確認
貨物等省令で該非判定実施

Ⅲ-3. 技術の該非判定：「はみだし技術」

外為令別表4の項

[4項技術]ミサイル

項番 法規	項目	外国
4 「外為令」	(1) 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの (2) ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（(1)に掲げるものを除く。） (3) ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（(1)に掲げるものを除く。） (4) オートクレーブの使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの (5) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの	全地域

「輸出令別表第1の4の項に
該当する貨物」に関する
技術を規制

「輸出令別表第1の4の項に
該当しない貨物」のうち、
一部関係する技術を規制

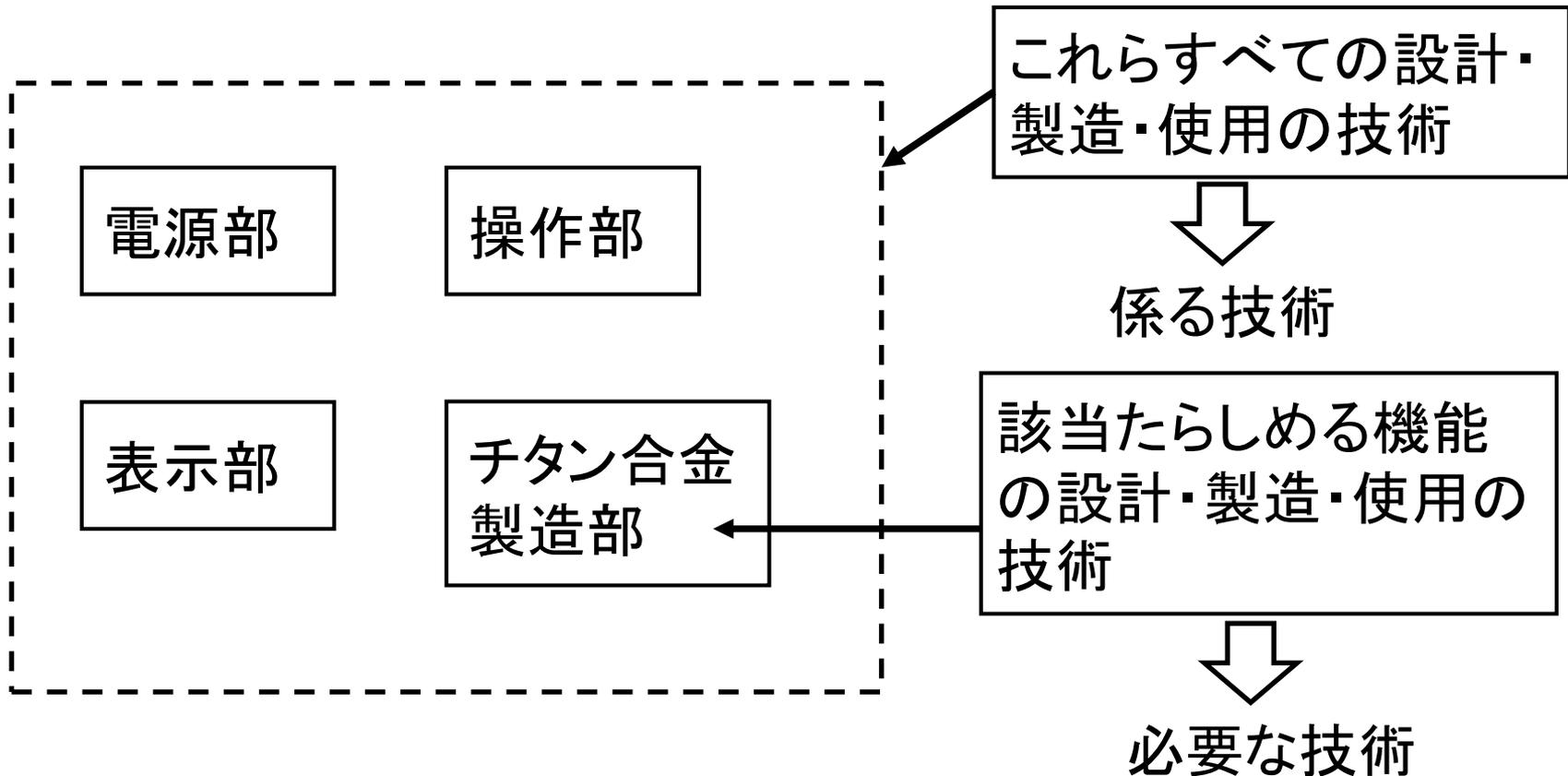
輸出令別表第1の4の項

[4項貨物]ミサイル

項番 法規	項目
4 「輸出令」	次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの (1) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下同じ。） 若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 ～～略～～ (26) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、 探知装置又はレードーム
「省令」 第3条	輸出令別表第1の4の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに 該当するものとする。 (以下 省略)

Ⅲ-4. 係る技術と必要な技術

チタン合金(リスト該当)の製造装置



Ⅲ-5. 許可を要しない技術提供取引

◆貿易外省令の第9条(許可を要しない役務取引等)

- ・公知又は公知とするための技術(不特定多数のものが対象)
(書籍、学会誌、カタログ、HP等)
- ・基礎科学分野の研究活動
- ・工業所有権の出願・登録に必要な最小限の技術
- ・貨物輸出に不随の必要最小限の技術(据付・保守・修理等)
ただし、保守・修理に係る技術は貨物の性能が向上しないもの
- ・プログラム提供に付随の必要最小限の技術(操作・インストール等)
ただし、プログラムの性能・特性が向上しないもの
- ・市販プログラム
- ・貨物を使用するための専用プログラム
ただし、書換え・取替が困難かつソースコードが提供されないもの
- ・役務取引許可を受けた者から提供された者が行うプログラムの提供(役務取引許可範囲内)

IV. 米国法 (EAR規制対象品目)

1. 米国製品

All U.S. origin items wherever located

2. 米国原産技術

3. 米国製品組込品

Foreign-made commodities that incorporate controlled US origin commodities

4. 米国原産技術組込技術

Foreign-made technology that is commingled with controlled US origin technology

5. 直接製品

Foreign-made direct products of U.S. origin technology or software

総称して ”米国原産貨物・技術”

米国法規制品と外為法規制品

品目		外為法	米国法
兵器		リスト規制品	武器輸出管理法
汎用品	兵器の開発 に転用可能		3A992(米国製測定器) 5D992(米国製暗号ソフト)
	その他	キャッチオール 規制品	米国独自規制品 (テロ支援国規制)
		非規制品 (食料,木材等)	リスト外規制品 (EAR99)

米国の規制品目リスト(CCL)の番号体系(ECCN)



カテゴリー

- 0: 核物質、核施設・装置及びその他
- 1: 材料、化学物質、細菌、有毒物質
- 2: 材料加工
- 3: エレクトロニクス
- 4: コンピュータ
- 5: 通信装置及び暗号装置
- 6: レーザ及びセンサー
- 7: 航法装置及び航空電子
- 8: 海洋技術
- 9: 推進システム、宇宙機器、関連装置

形態

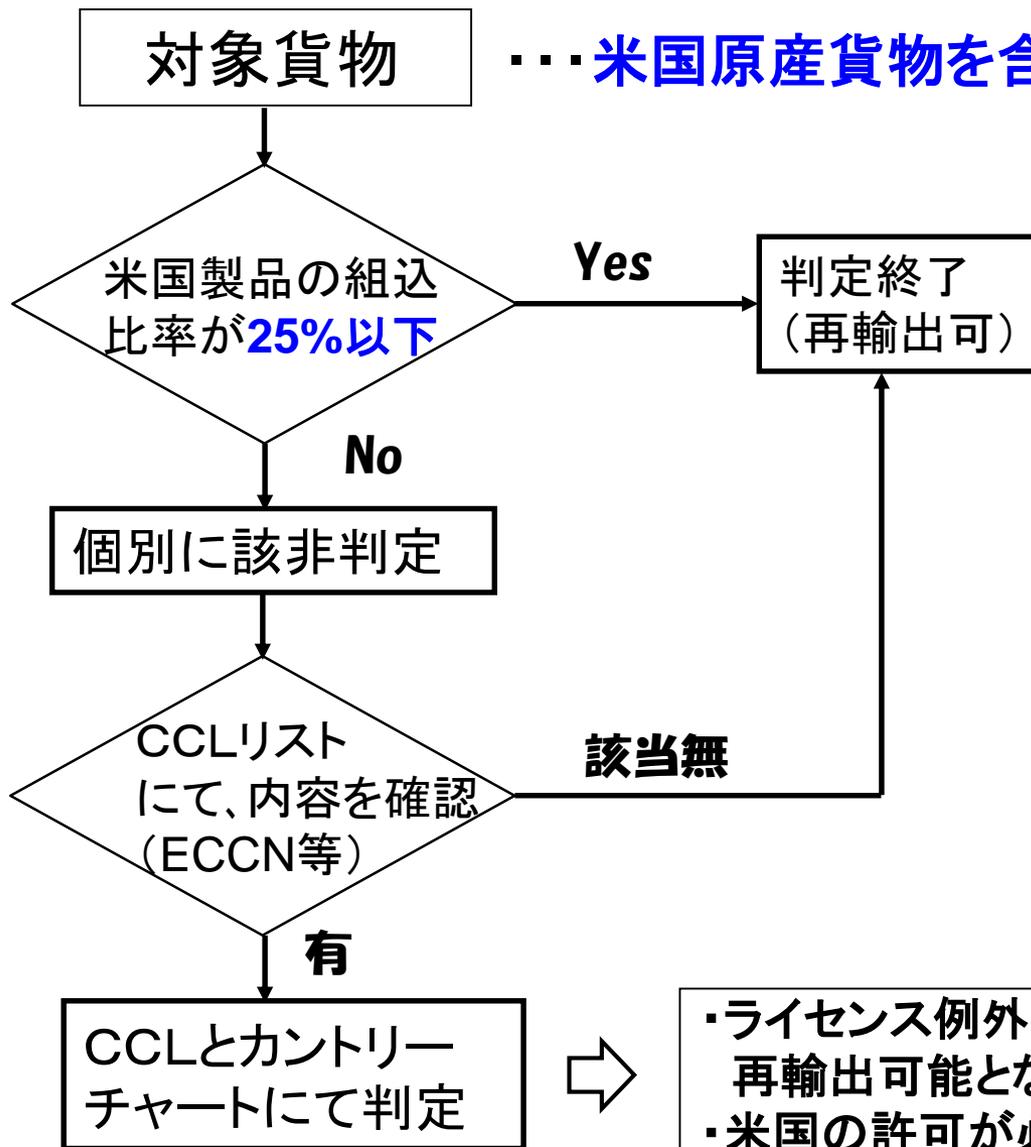
- A: 装置、アッセンブリ、コンポーネント
- B: 製造及び試験装置
- C: 材料
- D: ソフトウェア
- E: 技術情報

規制理由

- 0: 国家安全保障、NSG汎用品リスト
- 1: ミサイル関連拡散防止
- 2: 核拡散防止
- 3: 化学・生物兵器関連拡散防止
- 5: 国家安全保障または外交政策
- 6: 武器品目リストから移管された品目
- 9: AT, CC, RS, SS, UN他 (米国独自規制)

注1: 3,4桁が共に9の規制品は、禁輸・テロ支援国以外は再輸出可(AT規制)

該非判定のステップ(EMC)



注記

- 1) 組込比率の計算は、まず**主要部品**で行う。
- 2) 20%超となった場合は、詳細部品含めて再計算。
- 3) 25%超となった場合は、部品単独でEAR99の判定結果があればその部品は除外して再計算する。
- 4) 25%超となった場合は、輸出管理担当に相談する。

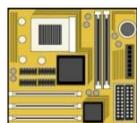
- ⇒
- ・ライセンス例外等が適用可能な場合は、再輸出可能となる。
 - ・米国の許可が必要な場合は、SNAPで申請。

米国製品組込品・組込技術

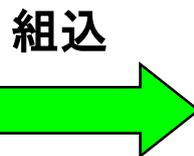
1. 米国製品組込品：

Foreign-made commodities that **incorporate controlled US origin commodities**

米国原産の部品・構成要素又は材料を組み込んだ非米国製貨物



米国原産CPU



米国製品組込品

2. 米国原産技術組込技術：

Foreign-made technology that is **commingled with controlled US origin technology**

米国原産の技術を組み込んだ非米国製技術

3. デミニミスルール：de minimis rule

規制対象である米国原産品目の組込比率がデミニミス値(10%、25%)を超える米国製品組込品は再輸出規制の対象

10%以下	10%超 25%以下	25%超
再輸出規制 対象外	再輸出規制対象 (テロ支援国向け)	再輸出規制対象

直接製品

- 米国から輸出された技術に基づいて、
直接的に製造された貨物・技術

米国原産技術	直接製品	直接製品ではない
規制製品の試験用ソフト	当該製品の試験	試験された当該製品
CADソフト開発用の技術情報	CADソフト	CADソフトで作成された図面
ロボット設計用CADソフト	ロボットの設計	ロボット及びロボットで製造された製品
計算機用設計図	図面に基づいて製造された計算機	—
鋼板製造用技術情報	製造された鋼板	鋼板で製造された変圧器

禁輸国とテロ支援国

	禁輸国	テロ支援国
対象	キューバ、イラン 米国が禁輸等の制裁を課している国・地域(2021年5月現在)	イラン、シリア、北朝鮮 米務省がテロリストを支援しているとして指定した国・地域(2021年5月現在) 注:スーダンは、2021年1月に除外された。
規制概要	ほぼ完全な禁輸措置 (輸出入禁止、資産凍結、往来禁止) 但し、医用機器、医薬品、食品等に包括許可規定あり	リスト規制品の輸出・再輸出禁止 但し、現状は、医薬品、食品以外のリスト外規制品(EAR99)も規制対象
根拠法	対敵取引規制法(TWEA) 国際緊急経済権限法(IEEPA)	輸出管理法(EAA)
規則	外国資産管理規則	輸出管理規則(EAR)
所管	財務省	商務省
備考	EARに優先 (EAR Part746にて規定)	北朝鮮は、2008年に米務省によるテロ支援国指定が解除されたが、EARではテロ支援国扱いを継続

カントリーグループ E:1・・・イラン、シリア、北朝鮮 ， E:2・・・キューバ

PART-V. 具体的实施例

■PART-Ⅲの手順で、実際に該非判定をしてみましょう！！

＜事例＞ 東京に本社のあるA社では、タイの子会社に
工作機械用のベアリングを、補修部品として輸出することになりました。子会社であることと補修部品のため、該非判定は不要だと思えますが、問題ありませんか？

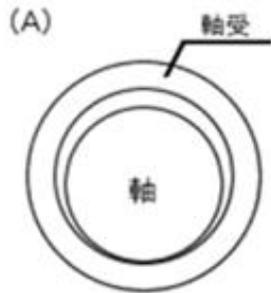
- ① 子会社であっても、輸出される貨物なので全て該非判定が必要
- ② ベアリングは、補修部品として 部品単体で輸出されるので、親貨物である工作機械の該非とは独立して該非判定が必要
- ③ 今回輸出するベアリングは3種類
(すべて推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用可能)

品名	種類	精度等級 (J I S) 精度グレード(ISO)	内輪 内径 (mm)	外輪 外径 (mm)	幅 (mm)	材料
A	ラジアル玉軸受 (深溝玉軸受)	2	30	70	15	高炭素クロム鋼
B	ころ軸受 (円筒ころ軸受)	4	30	70	15	ベリリウム
C	玉軸受 (スラスト玉軸受)	2	60	100	30	高炭素クロム鋼

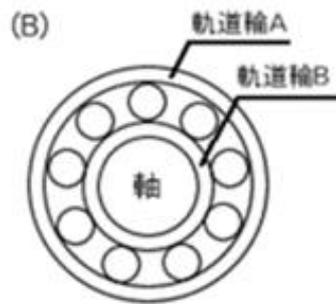


ベアリング(軸受)は、大きく分けて2種類

①すべり軸受



②ころがり軸受



玉軸受

ころ軸受



「ころがり軸受」構造



外輪:
外側の大きな輪



内輪:
内側の大きな輪



転動体:
外輪と内輪の
輪の間に挟まれた
複数の玉やころ



保持器: 転動体の
位置を定めるもの

■ 具体的ステップ

ステップ-1: 対象の洗い出し

① 工作機械
= 親貨物

② ベアリング
= 部分品、組込品

今回は、部分品であるベアリングを単体で輸出するので、②が該非判定の対象

(注) 今回の演習では、部分品を独立して輸出すると想定しているので、②のみ該非判定を実施する。

②が、親貨物＝工作機械に組込まれた状態で輸出される場合は、

①の親貨物の該非判定を実施

②については

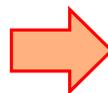
- ・親貨物の主要な要素となっているかどうか？
- ・親貨物と分離しがたいかどうか？
- ・親貨物が規制されている項番で、部分品がどのように規制されているか？

をチェックする。

■ 具体的ステップ

ステップ-2: 判定する項番を特定

- ・「ベアリング」では法令集に出てこない
- ・ベアリングの機能例＝荷重を受け軸等を支える
経産省「[読替が必要な用語\(例\)](#)」等を参照
⇒「軸受」と法令上の名称に読替える



- ・「軸受」は輸出令別表第1のどこに載っている？
⇒経産省の[貨物マトリクス表](#)から検索

① 「検索と選択」をクリック

② 検索するキーワードを入力

③ 検索場所 | 「ブック」を選択

④ 検索方向 | 「列」を選択

⑤ 「すべて検索」をクリック

輸出令別表	項目	貨物令別表第1号	項目	品名	品名の意味	法令:2項(1) 貨物令別表第1号
909	2 圧入溝、アブが溝埋めし					
910	くはがらす溝、圧入溝埋めし					
911	はがらす溝を使用したグリ					
912	レグ又は圧入溝埋めしはが					
913	らす溝を使用した成型品					
914						



■ 具体的ステップ

ステップ-2: 判定する項番を特定(検索結果)

検索と置換

検索(D) 置換(P)

検索する文字列(N): 軸受

検索場所(H): ブック

検索方向(S): 列

検索対象(L): 数式

オプション(I) <<

すべて検索(I) 次を検索(E) 閉じる

ブック	シート	名前	セル	値
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	2項	原子力	\$D\$1226	(五) (一)に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	2項	原子力	\$D\$1244	(五) (一)又は(二)に該当するカメラ用に設計したタービン、
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	4項	ミサイル	\$E\$249	(5) 2に掲げる貨物に使用することができる軸受
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	4項	ミサイル	\$D\$249	推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができ
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	4項	ミサイル	\$E\$249	ラジアル玉軸受
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	4項	ミサイル	\$F\$249	アンギュラ玉軸受及び深溝玉軸受をいう。
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	6項	材料加工	\$E\$20	軸受又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	6項	材料加工	\$D\$20	軸受又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	6項	材料加工	\$D\$23	イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であって、
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	6項	材料加工	\$D\$31	ハ 能動型の磁気軸受システムであって、次のいずれかに記
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	6項	材料加工	\$F\$23	イ 内輪及び外輪とは、国際規格ISO5593:1997で定める
kamotsu_matrix__20210127 (1).xlsx	15項	機微品目	\$D\$277	排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音

12セルが見つかりました



輸出令別表第1 4の項(5の2)、6の項(1)に載っていると判明・・・(注)

(注) 具体的実施例の説明を明確にするため、本事例の説明には明らかに無関係な項番は省略

ステップ-2: 判定する項番を特定 (続)

・軸受は、複数項番で規制されていることが判明: 4項(5の2)と6項(1)

項番 法規	項 目
4 「輸出令」	次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの (5) 推進薬の制御装置に用いられる貨物であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 1 サーボ弁 2 ポンプ 3 ガスタービン (5の2) (5)2に掲げる貨物に使用することができる 軸受
「省令」 第3条	六の二 推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本工業規格B1514-1号(転がり軸受-軸受の公差-第1部:ラジアル軸受)で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 内輪内径が12ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの ロ 外輪内径が25ミリメートル以上100ミリメートル以下のもの ハ 幅が10ミリメートル以上20ミリメートル以下のもの
6 「輸出令」	次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く)であって、経済産業省令で定める仕様のもの (1)軸受又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)
「省令」 第5条	一 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(国際規格ISO 3290(転がり軸受-軸受の部分品-転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード5以下の玉を除く。 <ul style="list-style-type: none"> イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であって、日本工業規格B1514-1号(転がり軸受-軸受の公差-第1部:ラジアル軸受)で定める精度が4級以上のもののうち、内外輪及び国際規格ISO 5593で定める転動体がモネル製又はベリリウム製のもの ロ 削除 ハ 能動型の磁気軸受システムであって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (一)磁束密度が2テスラ以上で、かつ、降伏点が414メガパスカルを超える材料からなるもの (二)全電磁式で、かつ、三次元ホモポーラバイアス励磁方式のアクチュエータを用いるもの (三)温度が177度以上で用いることができる位置検出器を有するもの

■ 具体的ステップ

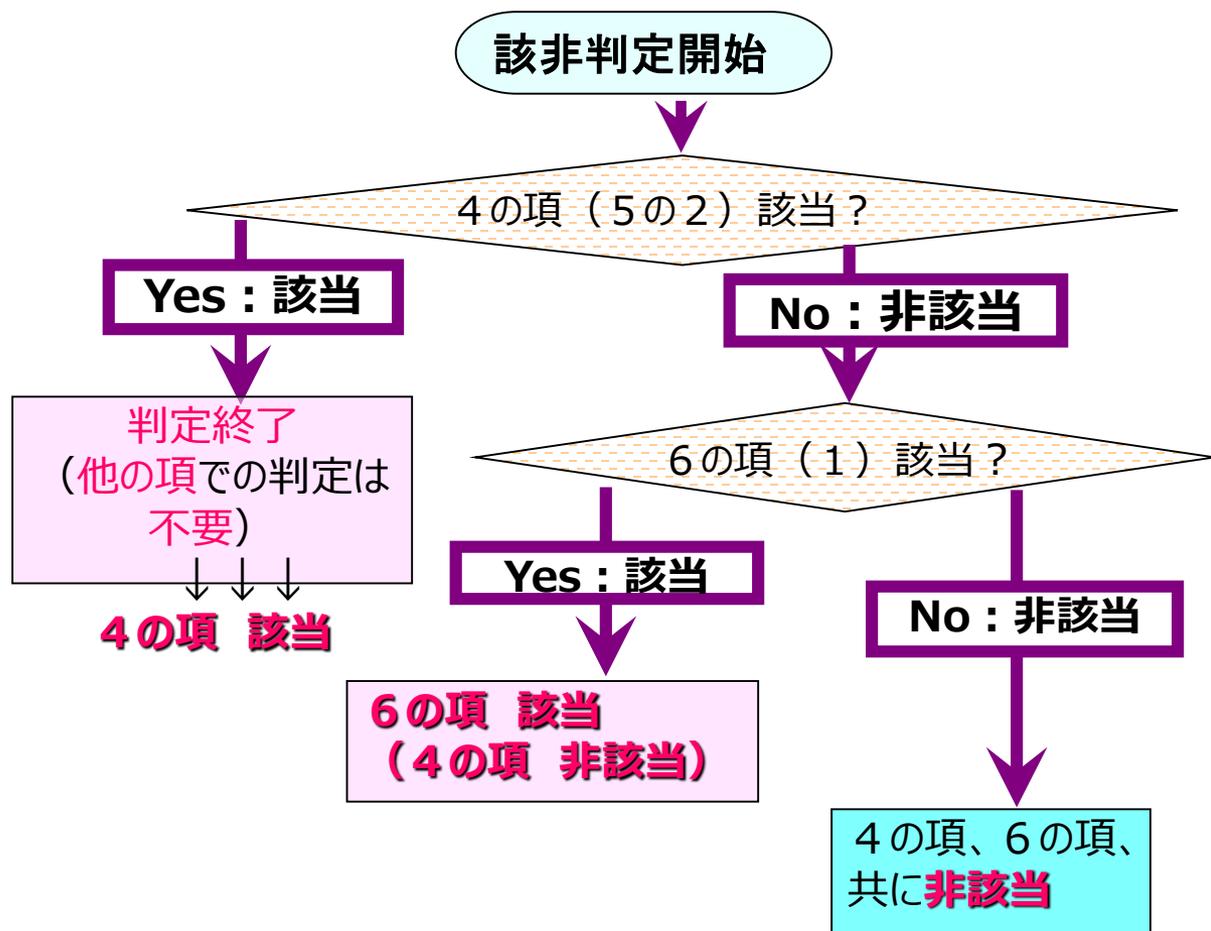
ステップ-3:
該非判定スタート

項番は4(5の2)、6(1)と特定されましたが、Specによっては、必ずしも今回輸出する「軸受」が該当するかどうかは分かりません

■ まず、優先項番を
決めましょう

「4の項に該当したら、
他の項での判定は不要」
従って、今回輸出する軸受
の該非判定は

- ①まず、4の項で判定
 - ②次に6の項で判定
- という手順になります。



■該非判定を行うためのツール:

ステップ-3: 該非判定スタート

今回の演習では、経産省のHPに掲載されている[貨物のマトリクス表](#)を用いて該非判定を行います。

なお、CISTECから発行されているパラメータシート、項目別対比表も有用なツールです。

パラメータシート



項目別対比表



	パラメータシート	項目別対比表
対象範囲	6分野(先端材料、エレクトロニクス、コンピュータ、通信・情報セキュリティ、音響センサー・レーダー、化学製剤原料関係)の一部に対応	輸出令別表第1及び外為令別表の2から15の全ての項を網羅
表記方法	順番に指示通りにチェックして判定できる	政省令の条文を記号を用いて階層構造化
判定内容	貨物等省令の条文だけでなく、運用通達用語の解釈で判定に係る内容を取り入れて作成されている	政省令の文言中、運用通達に解釈が規定されている語句には下線で示されている。(各項番毎にその項の解釈を一覧表示)

■ 4の項(5)該非判定

4-(5の2) (5)2に使用することができる軸受 * (5)2: 推進薬の制御装置に用いられるポンプ
 [省令] 第3条 仕様は次のいずれかに該当するものとする。

輸出令第4項		貨物等省令第3条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令 第4項 (5の2)	(5)2に掲げる貨物に使用することができる軸受	貨物等省令 第3条 第六号の二	推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本産業規格B1514-1号で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの イ 内輪内径が12ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの ロ 外輪外径が25ミリメートル以上100ミリメートル以下のもの ハ 幅が10ミリメートル以上20ミリメートル以下のもの	ラジアル玉軸受	アンギュラ玉軸受及び深溝玉軸受をいう。

ポイントは
 ①(・・使用することができる)ラジアル玉軸受か？
 ↓
 ②Yesの場合、精度が2級以上か？
 ↓
 ③Yesの場合、イからハの全てに該当するか？

⇒解釈(用語の意味)によると
 「ラジアル玉軸受」は、アンギュラ玉軸受及び深溝玉軸受をいう

⇒ 軸受Aは4(5の2)に該当

品名	種類	精度等級 (J I S) 精度グレード(ISO)	内輪 内径(mm)	外輪 外径(mm)	幅(mm)	材料
A	ラジアル玉軸受(深溝玉軸受)	2	30	70	15	高炭素クロム鋼
B	ころ軸受(円筒ころ軸受)	4	30	70	15	ベリリウム
C	玉軸受(スラスト玉軸受)	2	60	100	30	高炭素クロム鋼

■6の項(1)該非判定

6-1) 軸受又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。
[省令] 第5条 仕様は次のいずれかに該当するものとする。

軸受Aは、4(5の2)該当で判定終了
軸受BとCは、4(5の2)非該当なので、次に6(1)の該非判定を行う

輸出令第6項		貨物等省令第5条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第6項	次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第5条	輸出令別表第1の6の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。		
輸出令第6項(1)	軸受又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令第5条第一号	軸受又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のものうち、日本産業規格B1514-1号で定める精度の等級が2級又は4級以上のもの ロ 削除 ハ 能動型の磁気軸受システムであつて、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品 (一) 磁束密度が2テスラ以上で、かつ、降伏点が414メガパスカルを超える材料からなるもの (二) 全電磁式で、かつ、三次元ホモポラバイアス励磁方式のアクチュエータを用いるもの (三) 温度が177度以上で用いることができる位置検出器を有するもの	貨物等省令第5条第一号イ中の内輪、外輪及び転動体	イ 内輪及び外輪とは、国際規格ISO5593:1997で定める一列以上の軌道を持つラジアル軸受の環状の部品をいう。 ロ 転動体とは、国際規格ISO5593:1997で定める両軌道の間を転がる玉又はころをいう。

ポイントは

①玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く)か?
↓
②内外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製か?
↓
③精度の等級が2級又は4級以上か?

品名	種類	精度等級 (J I S) 精度グレード(ISO)	内輪 内径(mm)	外輪 外径(mm)	幅(mm)	材料
B	ころ軸受(円筒ころ軸受)	4	30	70	15	ベリリウム
C	玉軸受(スラスト玉軸受)	2	60	100	30	高炭素クロム鋼

■ 該非判定結果

品名	種類	精度等級 (J I S) 精度グレード(ISO)	内輪 内径 (mm)	外輪 外径 (mm)	幅 (mm)	材料	該非判定結果
A	ラジアル玉軸受 (深溝玉軸受)	2	30	70	15	高炭素クロム鋼	4の項(4項(5の2))該当
B	ころ軸受 (円筒ころ軸受)	4	30	70	15	ベリリウム	6の項(6項(1))該当
C	玉軸受 (スラスト玉軸受)	2	60	100	30	高炭素クロム鋼	リスト規制非該当

貨物のマトリクス表を使用して判定した結果、

- ・軸受A: 4の項該当
- ・軸受B: 6の項該当
- ・軸受C: リスト規制非該当

という結果になりました。